

(平成29年度第1回) 入院医療等の調査・評価分科会

平成29年4月27日

1. 平成29年度入院医療等の調査

2. 入院時の食事療養の給付に係る調査

平成29年度入院医療等の調査及び入院時の食事療養の給付に係る調査のスケジュールについて(案)

【調査スケジュール】

平成29年		
5月	<入院医療等の調査・評価分科会>	①調査票の原案を作成
	<中医協 基本問題小委員会・総会>	②調査票原案を報告
6月～7月		③調査票に基づき調査を実施
8月		④集計
9月～	<入院医療等の調査・評価分科会>	⑤調査結果の報告(速報)
	<中医協 基本問題小委員会・総会>	⑥調査結果の報告(速報)

調査項目

中 医 協 総 - 4
2 8 . 1 0 . 1 9 (改)

【基本的な考え方】

- 以下に掲げる7項目について、平成28年度及び平成29年度の2か年で調査を実施することとする。
- 1年間の長期の経過措置が設けられている項目など、効果を検証するまでに一定程度の期間が必要であるものについては平成29年度調査として実施することとする。
- 平成28年度調査で実施するものについても、改定による効果がより明らかになるよう、経過措置のあるものについては原則としてその終了後に調査期間を設定する。

【平成28年度(案)】

- (1) 一般病棟入院基本料・特定集中治療室管理料における「重症度、医療・看護必要度」等の施設基準の見直しの影響について(その1)
- (2) 地域包括ケア病棟入院料の包括範囲の見直しの影響について
- (3) 療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について(その1)
- (4) 退院支援における医療機関の連携や在宅復帰率の評価の在り方について

【平成29年度(案)】

- (1) 一般病棟入院基本料・特定集中治療室管理料における「重症度、医療・看護必要度」等の施設基準の見直しの影響について(その2)
- (2) 短期滞在手術基本料及び総合入院体制加算の評価の在り方について
- (3) 救急患者の状態を踏まえた救急医療管理加算等の評価の在り方について
- (4) 療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について(その2)

※経腸栄養用製品を含めた食事療養に係る給付について調査及びその在り方については、別途、検討する。

平成29年度入院医療等の調査全体の概要(案)

- 調査方法: 自記式調査票の郵送配布・回収又はウェブ調査により実施。
- 調査票 : 「施設調査票」、「病棟調査票」を配布。また、別途、調査対象月のレセプトの写しを収集。
- 調査対象: 別表のとおり。

[別表]

調査項目	各項目において調査対象となる施設	調査票	対象施設数
(1) 一般病棟入院基本料・特定集中治療室管理料における「重症度、医療・看護必要度」等の施設基準の見直しの影響について(その2)	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、特定集中治療室管理料等の届出を行っている医療機関 (※1)	A票	約2,500施設
(2) 短期滞在手術基本料及び総合入院体制加算の評価の在り方について			
(3) 救急患者の状態を踏まえた救急医療管理加算等の評価の在り方について			
(4) 療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について(その2)	療養病棟入院基本料の届出を行っている医療機関 (※2)	B票	約1,800施設

※1 特定機能病院入院基本料、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、総合入院体制加算届出医療機関及び病棟群単位による届出医療機関は悉皆とし、その他の医療機関は、7対1入院基本料及び10対1入院基本料届出医療機関から都道府県別に層化の上、無作為で抽出したものを対象とする。

※2 療養病棟入院基本料届出医療機関から都道府県別に層化の上、無作為で抽出したものを対象とする。

A票の調査項目の概要(案)

施設調査票

- ・開設者
 - ・病床数
 - ・手術件数
 - ・病棟群単位による届出状況
 - ・短期滞在手術等基本料の算定状況
 - ・総合入院体制加算の算定状況
 - ・救急医療体制
 - ・地域連携診療計画の使用状況
- 等



病棟調査票 (7対1・10対1一般病棟入院基本料等)

- ・診療科
 - ・届出入院料
 - ・配置職員数
 - ・平均在院日数
 - ・重症度、医療・看護必要度に係る基準を満たす患者割合
 - ・病床利用率
 - ・認知症高齢者の日常生活自立度別患者数
- 等

治療室調査票 (特定集中治療室管理料等)

- ・届出入院料
 - ・配置職員数
 - ・平均在室日数
 - ・重症度、医療・看護必要度に係る基準を満たす患者割合
 - ・病床利用率
 - ・術後のリハビリテーションの実施状況
- 等

B票の調査項目の概要(案)

施設調査票

- ・開設者
 - ・病床数
 - ・在宅復帰率
 - ・他の入院料の届出状況
 - ・療養病棟入院基本料の届出状況・今後の意向
- 等



病棟調査票

- ・届出入院料
 - ・配置職員数
 - ・病床利用率
 - ・入院期間別患者数
 - ・要介護度別患者数
 - ・認知症高齢者の日常生活自立度別患者数
 - ・リハビリテーションの実施状況
 - ・医療区分別の患者数
 - ・看取りの状況
- 等

1. 平成29年度入院医療等の調査

2. 入院時の食事療養の給付に係る調査

調査項目

中 医 協 総 - 4
2 8 . 1 0 . 1 9 (改)

【基本的な考え方】

- 以下に掲げる7項目について、平成28年度及び平成29年度の2か年で調査を実施することとする。
- 1年間の長期の経過措置が設けられている項目など、効果を検証するまでに一定程度の期間が必要であるものについては平成29年度調査として実施することとする。
- 平成28年度調査で実施するものについても、改定による効果がより明らかになるよう、経過措置のあるものについては原則としてその終了後に調査期間を設定する。

【平成28年度(案)】

- (1) 一般病棟入院基本料・特定集中治療室管理料における「重症度、医療・看護必要度」等の施設基準の見直しの影響について(その1)
- (2) 地域包括ケア病棟入院料の包括範囲の見直しの影響について
- (3) 療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について(その1)
- (4) 退院支援における医療機関の連携や在宅復帰率の評価の在り方について

【平成29年度(案)】

- (1) 一般病棟入院基本料・特定集中治療室管理料における「重症度、医療・看護必要度」等の施設基準の見直しの影響について(その2)
- (2) 短期滞在手術基本料及び総合入院体制加算の評価の在り方について
- (3) 救急患者の状態を踏まえた救急医療管理加算等の評価の在り方について
- (4) 療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響について(その2)

※経腸栄養用製品を含めた食事療養に係る給付について調査及びその在り方については、別途、検討する。

(参考) 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価

入院時の経腸栄養用製品の使用に係る給付の見直し

➤薬価適用の場合との均衡を図る観点から、市販の経腸栄養用製品(以下「流動食」)のみを経管栄養法で提供する場合の入院時食事療養費等の額について、現行より1割程度引き下げる。

(ただし、入院時生活療養(Ⅱ)については、既に給付水準が低い等の理由から、見直しの対象外とする。)

【食事療養】		
1	入院時食事療養(Ⅰ) (1食につき)	640円
2	入院時食事療養(Ⅱ) (1食につき)	506円
【生活療養】		
1	入院時生活療養(Ⅰ)	
	(1) 食事の提供たる療養 (1食につき)	554円
2	入院時生活療養(Ⅱ)	
	(1) 食事の提供たる療養 (1食につき)	420円



【食事療養】		
1	入院時食事療養(Ⅰ) (1食につき)	
	(1) (2)以外の場合	640円
	(2) 流動食のみを経管栄養法で提供する場合	575円
2	入院時食事療養(Ⅱ) (1食につき)	
	(1) (2)以外の場合	506円
	(2) 流動食のみを経管栄養法で提供する場合	455円
【生活療養】		
1	入院時生活療養(Ⅰ)	
	(1) 食事の提供たる療養 (1食につき)	
	イ ロ以外の場合	554円
	ロ 流動食のみを経管栄養法で提供する場合	500円
2	入院時生活療養(Ⅱ)	
	(1) 食事の提供たる療養 (1食につき)	420円

➤流動食のみを経管栄養法で提供する場合には、特別食加算は算定不可とする※。

※ これまでは、入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)の適用患者に対し、厚生労働大臣が定める特別食(腎臓食、肝臓食、糖尿食等)を提供する場合に、1食につき76円を加算

入院時の食事療養に係る給付に関する調査について(案)

【附帯意見】

経腸栄養用製品を含めた食事療養に係る給付について調査を行い、その在り方について調査・検証すること。

【関係する改定内容】

○ 入院時の経腸栄養用製品の使用に係る給付の見直し

ア 薬価適用の場合との均衡を図る観点から、市販の経腸栄養用製品のみを経管栄養法で提供する場合の入院時の食事療養の額を、1割程度引き下げ(※)

※ 入院時生活療養(Ⅱ)については、既に給付水準が低い等の理由から見直しの対象外

イ アの場合、特別食加算(76円/1食)は算定不可

【調査内容(案)】

○ 入院時の食事療養については、「平成16年入院時食事療養費に関するコスト調査」(以下「平成16年調査」という。)以来、大規模な調査は行われていない。

○ 調査対象及び調査内容については、平成16年調査との比較を可能とする観点から、原則として平成16年調査を踏まえ、実施することとしてはどうか。

調査内容：(1)病院の給食部門における収支の状況

(2)平成28年度改定に伴う経腸栄養用製品の使用及び食材費等の状況

(1)「病院の給食部門における収支の状況」に関する調査の概要(案)

調査内容	概要
調査方法	原則として、自記式調査票の郵送配布・回収により実施 (うち8施設程度については、給食部門における光熱水量の実測調査も実施)
対象施設	介護保険事業に係る収入のない全国の保険医療機関(病院):約800施設 (病床規模、地域、級地区分、病院種、開設者等の別に層化し、抽出率1/10で無作為抽出)
調査時期	平成29年6月の1か月間について実施
調査項目	次ページのとおり

(1)「病院の給食部門における収支の状況」に関する調査の調査項目の概要(案)

質問票	調査項目	
施設に関する項目	開設者	
	施設基準(入院時食事療養(I)及び入院時生活療養(I))の届出の有無	
	病床数	
給食部門に関する項目	1. 給食委託の状況(全面委託、一部委託、完全直営、人材のみの派遣等)	
	2. 給食部門の収入	
	(1)入院時食事療養費※1	① 入院時食事療養費、特別食加算等
		② 特別メニューの食事に係る収入
	(2)その他の給食関係収入	
	3. 給食部門の費用	① 給与費
		② 給食用材料費
		③ 医療消耗器具備品費(患者給食用具等)
		④ 委託費
		⑤ 減価償却費
	⑥ 経費(光熱水費等)※2	
	⑦ その他の費用	

上記から、患者1人1日当たりの収支額を、外部委託等の別などにより算出する。

※1 入院時生活療養に係る食事療養費を含む。

※2 光熱水費については、対象施設の負担軽減の観点から面積比率(給食部門の面積/病院全体の面積)による按分算出を基本とするが、より実態に近い光熱水費を得るため、8施設程度を対象に実測調査を行い、得られた補正係数を用いて補正計算をできるようにする。

(2)「平成28年度改定に伴う経腸栄養用製品の使用及び食材費等の状況」に関する調査の概要(案)

調査内容	概要
調査方法	原則として、自記式調査票の郵送配布・回収により実施
対象施設	(1)の「病院の給食部門における収支の状況」に関する調査の対象施設のうち、DPC対象病院約50施設、DPC対象病院以外の病院約50施設の、計約100施設を対象とする。
調査項目・時期	平成28年度改定に関する項目の調査として、経管栄養患者における経腸栄養用製品の使用及び食材費等について、平成27年6月と平成29年6月の各1か月間の状況を調査する。

(参考) 平成16年入院時食事療養費に関するコスト調査
(入院患者給食に関するアンケート調査)の概要

調査内容	概要
調査方法	原則として、自記式調査票の郵送配布・回収により実施 (うち9施設については、給食部門における光熱水量の実測調査も実施)
対象施設	全国の保険医療機関(病院): 955施設※ ※ 病床規模(200床以上・未満別)、地域(全国9ブロック)、級地区分、病院種、開設者等の別に層化し、抽出率1/10で無作為抽出 うち、有効回答施設: 241施設 (介護保険事業未実施164施設、介護保険事業実施77施設)
調査時期	平成16年6月の1か月間について実施
調査項目	次ページのとおり

(参考) 平成16年入院時食事療養費に関するコスト調査 (入院患者給食に関するアンケート調査)の概要

調査項目		
施設に関する項目	開設者	
	施設基準(入院時食事療養(I))の届出の有無	
	病床数	
給食部門に関する項目	1. 給食委託の状況(全面委託、一部委託、完全直営、人材のみの派遣等)	
	2. 給食部門の収入	
	(1)入院時食事療養費	① 入院時食事療養費、特別食加算等
		② 特別メニューの食事に係る収入
	(2)介護保険に係る基本食事サービス費等※1	
	(3)その他の給食関係収入	
	3. 給食部門の費用	① 給与費
		② 給食用材料費
		③ 医療消耗器具備品費(患者給食用具等)
		④ 委託費
	⑤ 減価償却費	
	⑥ 経費(光熱水費等)※2	
	⑦ その他の費用	

上記から、患者1人1日当たりの収支額を、外部委託等の別などにより算出。

※1 調査時点(平成16年6月)では、介護保険施設の入所者等に対する食事については基本食事サービス費等として介護報酬で評価されていたが、平成17年10月より基本食事サービス費等は廃止され、食材料費(注)及び調理コストは利用者負担とされた。 注:食材料費は従前より利用者負担(780円/日)とされていた。

※2 光熱水費については、対象施設の負担軽減の観点から面積比率(給食部門の面積/病院全体の面積)による按分算出を基本としつつ、より実態に近い光熱水費を得るため、8施設の実測調査(調査対象9施設のうち、井戸水使用で水道料金が0円となっている1施設を除外)の結果を基に補正係数を得て、補正計算を実施。

(1)一般病棟入院基本料・特定集中治療室管理料における
「重症度、医療・看護必要度」等の施設基準の見直しの影響について(その2)

【附帯意見(抜粋)】

急性期、回復期、慢性期等の入院医療の機能分化・連携の推進等について、次に掲げる事項等の影響を調査・検証し、引き続き検討すること。

- ・ 一般病棟入院基本料・特定集中治療室管理料における「重症度、医療・看護必要度」等の施設基準の見直しの影響(一般病棟入院基本料の施設基準の見直しが平均在院日数に与える影響を含む)
- ・ 地域包括ケア病棟入院料の包括範囲の見直しの影響
- ・ 療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響
- ・ 夜間の看護要員配置における要件等の見直しの影響

【関係する改定内容】

- ①一般病棟入院基本料における病棟群単位による届出
- ②一般病棟用、特定集中治療室用等の「重症度、医療・看護必要度」の見直し

【調査内容案】

調査対象:一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料、専門病院入院基本料、特定集中治療室管理料、救命救急入院料等の届出を行っている医療機関

調査内容:(1)病棟群単位の届出状況

(2)各医療機関における患者像、平均在院日数及び退院先の状況

(3)各入院料におけるの重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の状況

等

(2)短期滞在手術基本料及び総合入院体制加算の 評価の在り方について

【附帯意見(抜粋)】

急性期、回復期、慢性期等の入院医療の機能分化・連携の推進等について、次に掲げる事項等の影響を調査・検証し、引き続き検討すること。

(中略)

あわせて、**短期滞在手術基本料及び総合入院体制加算の評価の在り方**、救急患者の状態を踏まえた救急医療管理加算等の評価の在り方、退院支援における医療機関の連携や在宅復帰率の評価の在り方、療養病棟を始め各病棟における患者像を踏まえた適切な評価の在り方、医療従事者の負担軽減にも資するチーム医療の推進等について、引き続き検討すること。

【関係する改定内容】

- ①短期滞在手術等基本料3の見直し
- ②総合入院体制加算の見直し

【調査内容案】

調査対象:短期滞在手術等基本料3を算定している患者の入院している医療機関及び総合入院体制加算の届出を行っている医療機関を含む医療機関

調査内容:(1)短期滞在手術等基本料3の算定状況、患者像

(2)総合入院体制加算の届出状況及び当該医療機関における医療提供体制、患者像 等

(3)救急患者の状態を踏まえた救急医療管理加算等の 評価の在り方について

【附帯意見(抜粋)】

急性期、回復期、慢性期等の入院医療の機能分化・連携の推進等について、次に掲げる事項等の影響を調査・検証し、引き続き検討すること。

(中略)

あわせて、短期滞在手術基本料及び総合入院体制加算の評価の在り方、救急患者の状態を踏まえた救急医療管理加算等の評価の在り方、退院支援における医療機関の連携や在宅復帰率の評価の在り方、療養病棟を始め各病棟における患者像を踏まえた適切な評価の在り方、医療従事者の負担軽減にも資するチーム医療の推進等について、引き続き検討すること。

【関係する改定内容】

- ①救急医療管理加算の見直し
- ②夜間休日救急搬送医学管理料の評価の充実
- ③再診後の緊急入院における評価の充実

【調査内容案】

調査対象:救急医療管理加算の算定を行っている医療機関及び夜間休日救急搬送医学管理料の届出を行っている医療機関を含む医療機関

調査内容:(1)救急医療管理加算を算定している患者の患者像及び入院後の転帰
(2)夜間休日救急搬送医学管理料の届け出状況及び受入れ患者の患者像

等

(3)療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における 評価の見直しの影響について

【附帯意見(抜粋)】

急性期、回復期、慢性期等の入院医療の機能分化・連携の推進等について、次に掲げる事項等の影響を調査・検証し、引き続き検討すること。

- 一般病棟入院基本料・特定集中治療室管理料における「重症度、医療・看護必要度」等の施設基準の見直しの影響(一般病棟入院基本料の施設基準の見直しが平均在院日数に与える影響を含む)
- 地域包括ケア病棟入院料の包括範囲の見直しの影響
- **療養病棟入院基本料等の慢性期入院医療における評価の見直しの影響**
- 夜間の看護要員配置における要件等の見直しの影響

【関係する改定内容】

- ①療養病棟入院基本料2の施設基準における医療区分2・3の患者割合に関する要件の追加
- ②医療区分の評価方法の見直し
- ③療養病棟における在宅復帰機能の評価に関する施設基準の見直し
- ④障害者施設等入院基本料等における脳卒中患者の評価の見直し

【調査内容案】

調査対象：療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料等の届出を行っている医療機関

調査内容：(1)医療機関における人員配置の状況

(2)入院患者の医療区分別患者割合の状況

(3)入院患者の患者像、医療提供の状況、平均在院日数、退院先の状況等

等